

パワハラは犯罪です

日立AP清水事業所
と関連会社で働く
人のネットワーク



2011年9月
No. 42
発行：オアシス
編集委員会
連絡先：多田義幸
TEL
090-9121-0602

連合が実施した男女平等月間実態調査（2011/5）によると、パワハラを受けたことがある人が全体の2割に達しました。（下グラフ参照）。

●パワハラ行為とは

上司などが職権を背景に、人格を侵害する行為をいいます。例としては、以下のような個人を侮辱することが挙げられます。

「お前は頭が悪い。バカだ。この仕事に向いていないので来るな。会社をやめろ。」

こうしたことは人格権の侵害となり、以下の点で法律違反となります。

① 不法行為責任

実際に人格権を侵害した上司は、不法行為責任（民法709条）を負います。つまり、仕事のことでも、相手を侮辱する行為は、損害賠償の対象になります。

② 安全配慮義務

会社には、安全配慮義務があります。労働契約法第5条で「使用者は、労働者が、その生命、心身等の安全を確保しつつ労働することが出来るよう、必要な配慮をするものとする」と定めています。

●対処方法は？

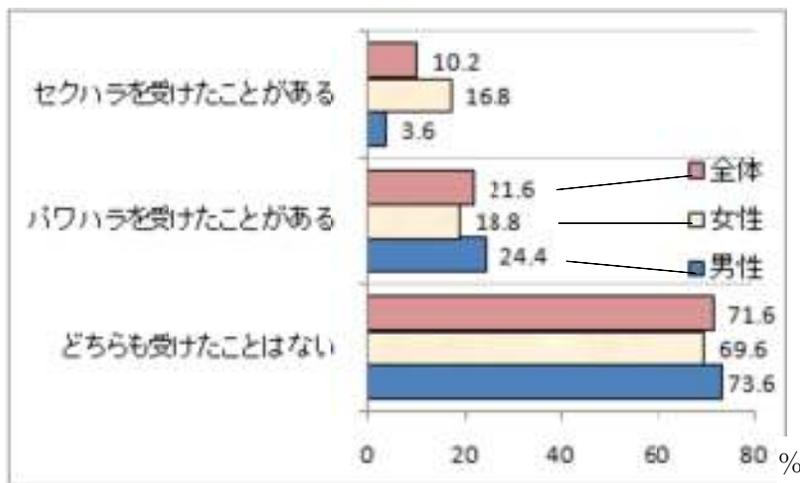
① パワハラ行為の事実（日時、場所、相手の氏名、言動の具体的内容）を記録し、会社に送り、会社の安全配慮義務を迫ります。

② 右記と同様の内容を上司に送り、上司の不法行為責任を迫ります。

③ うつ病などになった場合は、労働災害として、労働基準監督署に労災

申請の手続きをとる。

④ 解決後の安全を確保するために、労働組合に入り、解決後の労働条件などを団体交渉で決める。



一人でも入れる労働組合
ローカル
ユニオン静岡

【無料労働相談】

TEL 054-287-1293

FAX 054-286-7973

メール <http://www.s-kenpyo.jp/mail/>